

道路管理瑕疵をめぐる判例は多数ありますが、国民の権利意識の高揚等を背景として、その内容は多様化しています。例えば、直接、道路上で発生した事故に限らず、自動車が排出する騒音や排気ガス等により健康や生活への被害が生じたとして道路管理者の責任を問ういわゆる道路環境訴訟が提起されるようになりました。平成7年7月7日には、最高裁として道路環境に係る初めての判断となる国道43号訴訟の上告審判決が出されました。

Q 国道43号訴訟とはどのようなものですか。

A 国道43号訴訟とは、大阪と神戸を結ぶ一般国道43号及び阪神高速道路大阪神戸線（一般国道43号と阪神高速道路は二階建ての構造である）の沿道に居住する住民152名が、当該道路からの騒音や排気ガス等により身体健康状態を始めとする種々の被害を受けているとして、国及び阪神高速道路公団を相手どり、①一定基準値を超える騒音と二酸化窒素の居住敷地内への侵入差止め、②過去および将来の損害賠償を求めて、昭和51年8月に提訴したものです。

第一審判決（神戸地裁昭和61年7月17日）は、①差止請求については、不適法であるとして却下し、②損害賠償請求については、道路端から居住地までの距離が20m以内の住民について一部認容しました。

第二審判決（大阪高裁平成4年2月20日）は、①差止請求については、適法性を認めたものの当該道路の公共性等を考慮して棄却し、②損害賠償請求については、第一審判決より詳細に原告の敷地等の形態を分類して、騒音65ホン以上の原告及び道路端からの距離が20m以内で60ホンを超える原告は、騒音等による睡眠や会話等の生活妨害が受忍限度を超えているとし、国家賠償法2条の責任を認め、過去の損害に係る総額2億3千万円の賠償を認容しました。しかし、将来の損害賠償請求は却下しました。

その後、国・公団、住民側の両者が上告していたところ、上記最高裁判決は双方の上告を棄却しました。これにより第二審判決で示された差止請求の棄却および損害賠償の一部認容が確定しました。

Q 道路環境訴訟の特色はどのようなものですか。

A 従来から道路管理瑕疵が認められる事例には、穴ぼこ、落石、路上障害物、側溝の蓋不全、道路工事の不全など様々なケースが見られますが、これらは道路にその本来の目的にそぐわない物理的、外形的な欠陥、不備があったために被害が生じたもので、ゆえに道路管理者が責任を負うことになるものです。

これに対し、道路環境訴訟は、道路自体の有する危険ではなく、道路の供用に伴って発生する自動車騒音、大気汚染等により道路利用者以外の第三者に起きた生活妨害、環境被害等の抽象的な被害についても国家賠償法2条による責任を問おうとするものです。道路の公共性と周辺住民の受忍限度の兼ね合いという側面があり、道路管理者は道路環境対策に積極的に取り組まねばならない状況にあります。

なお北海道においては道路環境訴訟はみられません。道外では国道43号訴訟のほかにも西淀川訴訟、川崎訴訟、名古屋南部訴訟、尼崎訴訟などが争われています。

